

# 大曲仙北広域市町村圏組合消防長及び消防署長の資格を定める条例

平成26年2月18日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、大曲仙北広域市町村圏組合消防長及び消防署長の資格について必要な事項を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防署長の職に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市町の行政事務に従事した者で、市長の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の職に必要な資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。